

群馬県感染症外来協力医療機関施設・設備整備事業補助金交付要綱

(交付の目的)

第1 県は、近年の感染症を取り巻く状況の変化に伴い発生する新たな感染症などの発生に備え、感染拡大の防止及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療提供体制を確保し、感染症に迅速かつ適切に対応することを目的として、感染症の専門外来部門医療機関（以下「感染症外来協力医療機関」という。）の施設及び設備の整備事業に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2 この補助金は、厚生労働省健康局長通知の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」（平成16年3月29日付け健発第0329002号）により、感染症外来協力医療機関の設置者が行う次の施設及び設備を整備する事業を対象とする。対象経費については、別表の第4欄に定めるものとする。

(1) 施設

(2) 設備

- ア H E P Aフィルター付空気清浄機（陰圧対応も可能なこと）
- イ H E P Aフィルター付きパーティション
- ウ 個人防護具
- エ 簡易ベッド

(交付額の算定)

第3 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除下額とを比較して少ない方の額を交付額とし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止又は廃止する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、すみやかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (3) この事業により取得し、又効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において

も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5カ年保管しておかななければならない。

- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式3によりすみやかに知事に報告しなければならない。

なお、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (8) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

- (9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(交付申請)

第5 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別紙様式1）に関係書類を添えて別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6 知事は、前条の交付の申請に基づき、当該申請に係る書類の審査等により、この補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

(交付対象事業の着手)

第7 交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届（別紙様式4）をあらかじめ提出するものとする。

(実績報告)

第8 事業に係る事業実績報告は、事業が完了した日から1か月以内又は翌年度の4月8日のいずれか早い日までに事業実績報告書（別紙様式2）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9 知事は、前条の報告を受けたときは、関係書類の審査、現地調査等により、当該報告に係る補助事業の実施結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

この要綱は、平成21年9月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年2月9日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、令和4年8月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、令和5年8月23日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

別表

群馬県感染症外来協力医療機関施設・設備整備事業補助金交付額算定表

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
感染症外来協力医療機関	施設整備費	<p>1施設あたり</p> <p>15,000千円</p> <p>ただし、面積が90㎡未満の場合は、162,800円×面積</p>	<p>感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。</p> <p>並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）</p>
	設備整備費	<p>次により算定された額の合計額</p> <p>(1) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応も可能なこと）</p> <p>1施設当たり 905,000円</p> <p>(2) HEPAフィルター付きパーティション 205,000円× 群馬県知事が必要と認めた台数</p> <p>(3) 個人防護具 3,600円× 群馬県知事が必要と認めた人数分</p> <p>(4) 簡易ベッド 51,400円× 群馬県知事が必要と認めた台数</p>	<p>感染症外来協力医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費</p>